新

店頭外国為替証拠金取引(DMM FX)約款

第1条 (本約款の趣旨)

- 1 この店頭外国為替証拠金取引 (DMM FX) 約款 (以下、「本約款」といいます。) は、お客様が、株式会社 DMM.com 証券 (以下、「当社」といいます。) との間で行う、店頭外国為替証拠金取引 (DMM FX での取引。以下「本取引」といいます。) に関する権利義務関係及び本取引に関するサービスの利用に関する取り決めです。お客様は本取引を行うにあたり、本約款の各条項の内容を承諾し、お客様自身の判断と責任において本取引を行うものとします。
- 2 **お客様は、**当社に本取引**を行うための**アカウント (以下、「本アカウント」といいます。) を登録するに際し、金融商品取引法その他関係法令及び一般社団法人金融先物取引業協会の規則を遵守するとともに、次の各条に掲げる事項を承諾し、これを証するため、別途、「店頭外国為替証拠金取引に関する確認書」を差し入れる、又は電子的方法により、その内容に同意するものとします。

(第2条~第3条 省略)

第4条 (リスク及び自己責任の原則)

1 お客様は、次の各号に掲げるリスク等を十分に理解した上で、本約款に記載されている事項を承諾し、本取引に係る商品内容、取引の仕組み、及びリスクを理解の上、自らの判断と責任において、お客様の計算で当社と本取引を行うものとします。

ΙH

店頭外国為替証拠金取引(DMM FX)約款

第1条 (本約款の趣旨)

- 1 この店頭外国為替証拠金取引 (DMM FX) 約款 (以下、「本約款」といいます。) は、お客様が、株式会社 DMM.com 証券 (以下、「当社」といいます。) との間で行う、店頭外国為替証拠金取引 (DMM FX での取引で以下「本取引」といいます。) に関する権利義務関係及び本取引に関するサービスの利用に関する取り決めです。お客様は本取引を行うにあたり、本約款の各条項の内容を承諾し、お客様自身の判断と責任において本取引を行うものとします。
- 2 当社に本取引アカウントを登録するに際し、金融商品取引法その他関係法令及び一般社団法人金融先物取引業協会の規則を遵守するとともに、次の各条に掲げる事項を承諾し、これを証するため、別途、「店頭外国為替証拠金取引に関する確認書」を差し入れる、**また**は電子的方法により、その内容に同意するものとします。

(第2条~第3条 省略)

第4条 (リスク及び自己責任の原則)

1 お客様は、次の各号に掲げるリスク等を十分に理解した上で、本約款に記載されている事項を承諾し、本取引に係る商品内容、取引の仕組み、及びリスクを理解の上、自らの判断と責任において、お客様の計算で当社と本取引を行うものとします。

((1)~(7) 省略)

(8) 本取引には、損失を抑制する目的で追加証拠金制度及びロスカットルールが設けられているが、通貨等の価格又は金融指標の数値の変動により、これらの制度やルールに基づくマージンカット又はロスカットが執行されて、損失が生じることとなる可能性があり、場合によっては、当該損失の額が預託証拠金の額を上回ることとなるおそれがあること。

((9) 省略)

- (10) 本取引には、当社が本取引に関連して取引を行う金融商品取引業者及びその取引先銀行の破綻等による取引制限、**又**は建玉**若しくは**預託証拠金の移管等により被る損害等の取引先信用リスクがあること。
- (11) お客様と当社が行う取引については、相対取引として行うものであり、当社が表示する通貨等の売付けの価格と買付けの価格とに差(スプレッド)があること。外国為替レートの急変や経済指標の発表前後等における市場の流動性の低下等の特殊な状況下で、スプレッドを拡大して提供する可能性があること。

((12) 省略)

(13) 両建てはお客様にとって、売付けの価格と買付けの価格<u>に</u>差 <u>があること</u>、証拠金を二重に負担すること、支払いのスワップ ポイントと受取りのスワップポイントの差を負担することなど のデメリットがあり、経済合理性を欠くおそれがある取引であ ること。

((14)~(16) 省略)

((1)~(7) 省略)

(8) 本取引には、損失を抑制する目的で追加証拠金制度及びロスカットルールが設けられているが、通貨等の価格**また**は金融指標の数値の変動により、これらの制度やルールに基づくマージンカット**また**はロスカットが執行されて、損失が**生ずる**こととなる可能性があり、場合によっては、当該損失の額が預託証拠金の額を上回ることとなるおそれがあること。

((9) 省略)

- (10) 本取引には、当社が本取引に関連して取引を行う金融商品取引業者及びその取引先銀行の破綻等による取引制限、<u>また</u>は建 玉<u>及び</u>預託証拠金の移管等により被る損害等の取引先信用リス クがあること。
- (11) お客様と当社が行う取引については、相対取引として行うものであり、当社が表示する通貨等の売付けの価格と買付けの価格とに差(スプレッド)があること。外国為替レートの急変や経済指標の発表前後等における市場の流動性の低下<u>及び</u>特殊な状況下で、スプレッドを拡大して提供する可能性があること。

((12) 省略)

(13) 両建てはお客様にとって、売付けの価格と買付けの価格<u>の</u>差、 証拠金を二重に負担すること、支払いのスワップポイントと受 取りのスワップポイントの差を負担することなどのデメリット があり、経済合理性を欠くおそれがある取引であること。

((14)~(16) 省略)

2 お客様は、「金融商品取引法」<u>又</u>は「外国為替及び外国貿易法」その他 その時々において適用される本邦及び外国の関連諸法令に基づき本 取引を行うものとします。また、かかる関連諸法令に基づき必要とさ れる証明書、証憑書類等を当社に提出することをあらかじめ了承しま す。

第5条 (アカウントの登録)

1 お客様は、本約款に定める店頭外国為替証拠金取引を行うことを目的として、当社所定の「店頭外国為替証拠金取引(DMM FX)約款」及び「店頭外国為替証拠金取引(DMM FX)説明書(契約締結前交付書面)」、その他当社の定める規則等に同意の上、取引時確認の手続等、当社所定の手続により店頭外国為替証拠金取引アカウント(以下、「本アカウント」といいます。)の登録の申込を行うものとします。申込にあたっては、以下の各号の要件を満たしていることを必要とします。

≪個人のお客様の場合≫

- ((1) ~ (13) 省略)
 - (14) 反社会的勢力について以下の点を誓約すること。
 - ・現在、<u>**かつ**</u>将来にわたって、暴力団員・暴力団準構成員・総会屋・ 社会運動標榜ゴロ等の反社会的勢力に該当しないこと。
 - ・現在、<u>**かつ**</u>将来にわたって、反社会的勢力の企業の役職員ではない こと。

(中略)

- (15) 日本証券業協会<u>、</u>一般社団法人金融先物取引業協会<u>又は</u>日本 商品先物取引協会の会員の役職員等ではないこと。
- ((16) 省略)

2 お客様は、「金融商品取引法」<u>また</u>は「外国為替及び外国貿易法」その他その時々において適用される本邦及び外国の関連諸法令に基づき本取引を行うものとします。また、かかる関連諸法令に基づき必要とされる証明書、証憑書類等を当社に提出することをあらかじめ了承します。

第5条 (アカウントの登録)

1 お客様は、本約款に定める店頭外国為替証拠金取引を行うことを目的として、当社所定の「店頭外国為替証拠金取引(DMM FX)約款」及び「店頭外国為替証拠金取引(DMM FX)説明書(契約締結前交付書面)」、その他当社の定める規則等に同意の上、取引時確認の手続等、当社所定の手続により店頭外国為替証拠金取引アカウント(以下、「本アカウント」といいます。)の登録の申込を行うものとします。申込にあたっては、以下の各号の要件を満たしていることを必要とします。

≪個人のお客様の場合≫

- ((1) ~ (13) 省略)
 - (14) 反社会的勢力について以下の点を誓約すること。
 - ・現在、<u>且つ</u>将来にわたって、暴力団員・暴力団準構成員・総会屋・ 社会運動標榜ゴロ等の反社会的勢力に該当しないこと。
 - ・現在、<u>**且つ</u>将来にわたって、反社会的勢力の企業の役職員ではない** こと。</u>

(中略)

- (15) 日本証券業協会<u>及び</u>一般社団法人金融先物取引業協会<u>並びに</u> 日本商品先物取引協会の会員の役職員等ではないこと。
- ((16) 省略)

≪法人のお客様の場合≫

- ((1) ~ (11) 省略)
- (12) 反社会的勢力について以下の点を誓約すること。
- ・現在、かつ将来にわたって、暴力団員・暴力団準構成員・総会屋・ 社会運動標榜ゴロ等の反社会的勢力に該当しないこと。

(中略)

((13) ~ (14) 省略)

※当社の定める「取引担当者」の基準の主なものは以下のようになっ ております。

<取引担当者基準>

(中略)

- 反社会的勢力について以下の点を誓約すること。
 - ・現在、かつ将来にわたって、役職員が暴力団員・暴力団準構 成員・総会屋・社会運動標榜ゴロ等の反社会的勢力に該当しな いこと。
 - ・現在、かつ将来にわたって、反社会的勢力の企業の役職員で はないこと。

(中略)

- 取引担当者の判断と責任により本取引を行うことができるこ と。
- その他当社が定める基準を満たしていること。
- 2 本約款により行われる**全て**の金銭の計上は本アカウントを用いて処 2 本約款により行われる**すべて**の金銭の計上は本アカウントを用いて 理するものとします。

≪法人のお客様の場合≫

- ((1) ~ (11) 省略)
- (12) 反社会的勢力について以下の点を誓約すること。
- ・現在、且つ将来にわたって、暴力団員・暴力団準構成員・総会屋・ 社会運動標榜ゴロ等の反社会的勢力に該当しないこと。

(中略)

((13) ~ (14) 省略)

※当社の定める「取引担当者」の基準の主なものは以下のようになっ ております。

<取引担当者基準>

(中略)

- 反社会的勢力について以下の点を誓約すること。
 - ・現在、且つ将来にわたって、役職員が暴力団員・暴力団準構 成員・総会屋・社会運動標榜ゴロ等の反社会的勢力に該当しな いこと。
 - ・現在、且つ将来にわたって、反社会的勢力の企業の役職員で はないこと。

(中略)

- 取引担当者の判断と責任により**店頭外国為替証拠金**取引を行 うことができること。
- その他当社が定める基準を満たしていること。
- 処理するものとします。

(第3項~第5項 省略)

- ワードを通知し、お客様が利用開始時に使用するアカウント番号及びパ スワードが一致した場合のみ行うことができます。
- 7 当社が承諾後にお客様に通知したアカウント番号及びパスワードを | 使用できるのはお客様ご本人に限ることとし、これらを共同で使用し、 又は他人に貸与若しくは譲渡することはできません。お客様ご本人以 外の方の使用が判明した場合には、DMM FX の利用を停止いたしま す。また、お客様、アカウント番号及びパスワードが第三者により不正 に使用されないよう、これを適正に管理しなければならず、お客様の アカウント番号及びパスワードにより、お客様ご本人以外の方が行っ た全ての取引については、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除 き、一切の責任はお客様ご本人に帰するものとします。

(以下、省略)

第6条 (本人確認書類及び届出事項)

1 アカウント登録審査において、お客様ご本人の確認のため、下記の 書類等をご提出いただきます。ご提出頂いた本人確認書類は、「個人情報 保護宣言 |及び「個人情報に関する公表文 |に則り当社で適切に管理しま す。なお、ご提出いただいた本人確認書類は返却いたしませんので、あら かじめご了承ください。

≪個人のお客様の場合≫ (次のいずれかの場合に記載する書類)

- (1) 個人番号カードがある場合
 - ・個人番号カード**(表裏両面)**
- (2) 個人番号カードがない場合

(第3項~第5項 省略)

- 6 当社はお客様のお申込み承諾後に、お客様にアカウント番号及びパス 6 当社はお客様のお申し込み承諾後に、お客様にアカウント番号及びパ スワードを通知し、お客様が利用開始時に使用するアカウント番号及 びパスワードが一致した場合のみ行うことができます。
 - 7 当社が承諾後にお客様に通知したアカウント番号及びパスワードを 使用できるのはお客様ご本人に限ることとし、これらを共同で使用し、 または他人に貸与もしくは譲渡することはできません。お客様ご本人 以外の方の使用が判明した場合には、DMM FX の利用を停止いたしま す。また、お客様、アカウント番号及びパスワードが第三者により不正 に使用されないよう、これを適正に管理しなければならず、お客様の アカウント番号及びパスワードにより、お客様ご本人以外の方が行っ たすべての取引については、当社の責めに帰すべき事由がある場合を 除き、一切の責任はお客様ご本人に帰するものとします。

(以下、省略)

第6条 (本人確認書類及び届出事項)

1 アカウント登録審査において、お客様ご本人の確認のため、下記の 書類等をご提出いただきます。ご提出頂いた本人確認書類は、「個人情報 保護宣言 |及び「個人情報に関する公表文 |に則り当社で適切に管理しま す。なお、ご提出いただいた本人確認書類は返却いたしませんので、あら かじめご了承ください。

≪個人のお客様の場合≫ (**下記**のいずれかの**方法**に記載する書類)

- (1) 個人番号カードがある場合
 - ・ 個人番号カード
- (2) 個人番号カードがない場合

- ・通知カード又は個人番号記載の住民票
- ・顔写真付き本人確認書類(※1)
- (3) 上記(1) 及び(2) 以外の場合
- ・通知カード又は個人番号記載の住民票
- ・顔写真なしの本人確認書類 2 種類以上(※2)

 $(\times1)$

▶ 運転免許証 (表裏両面)

(中略)

(% 2)

(中略)

▶ その他、官公庁から発行され、又は発給された書類その他 これに類するもので、お客様のご本人確認が可能なであ るもの

≪法人のお客様の場合≫(下記書類の全て)

- (1) 登記簿謄本又は履歴事項全部証明書(発行日から3ヶ月以内のもの)
- (2) 法人番号指定通知書又は法人番号印刷書類
- (3) 代表者の本人確認書類(**第4号**に記載する書類)**のうち1種類以** 上
- (4) 取引担当者の本人確認書類(<u>次</u>に記載する書類)<u>のうち**2種類以**</u> 上

※取引担当者と代表者が同一人である場合は、本人確認書類 2 種類以上をご提出ください。

▶ 個人番号カード (表裏両面)

- ・ 通知カード又は個人番号記載の住民票
- ・ 顔写真付き本人確認書類(※1)
- (3) 上記(1) 及び(2) 以外の場合
 - ・ 通知カード又は個人番号記載の住民票
 - ・ 顔写真なしの本人確認書類2種類以上(※2)

(1)

▶ 運転免許証

(中略)

 $(\times 2)$

(中略)

▶ その他、官公庁から発行され、または発給された書類その他これに類するもので、お客様のご本人確認が可能なであるもの

≪法人のお客様の場合≫ (下記書類のすべて)

- (1) 登記簿謄本又は履歴事項全部証明書(発行日から3ヶ月以内のもの)
- (2) 法人番号指定通知書又は法人番号印刷書類
- (3) 代表者の本人確認書類 1種類以上(下記に記載する書類)
- (4) 取引担当者の本人確認書類 **2種類以上**(**下記**に記載する書類)の うち 2 種類以上

※取引担当者と代表者が同一人である場合は、本人確認書類 2 種類以上をご提出ください。

▶ 個人番号カード

▶ 運転免許証 (表裏両面)

(中略)

▶ その他、官公庁から発行され、又は発給された書類その他 これに類するもので、お客様のご本人確認が可能なである \$0

第7条 (禁止事項)

- 1 お客様は、お客様が次の各号に定める行為を行ってはならないことに | 1 お客様は、お客様が次の各号に定める行為を行ってはならないことに **あらかじめ**承諾することとします。なお、お客様の行為が当該禁止行為 に該当するかどうかの判断は当社が行い、お客様は当社の判断に従う こととします。
 - ((1) 省略)
 - (2) FX 取引を自動で行うソフトウェア**若しくは**システム等(以下、 「自動売買ソフト等」といいます。)、本取引システム以外のツール等 を使用した取引、その疑いのある行為、又は本取引システムを改変した システム若しくは自動売買ソフト等の利用を他の顧客に勧誘する行為 ((3) ~ (4) 省略)
 - (5) 取引の如何にかかわらず本取引システム又は本取引システムの運 用に対して過大に負荷を強いる行為
 - ((6) ~ (8) 省略)
 - (9) 本取引システムの脆弱性、当社若しくはお客様の通信機器、通信 回線、システム機器等若しくはインターネットの脆弱性又はインター バンク市場等の混乱等を利用して不当に利益を得ようとする行為
 - ((10) ~ (11) 省略)
 - (12) 他人名義(家族名義を含む)でアカウント登録の申込みを行う

▶ 運転免許証

(中略)

▶ その他、官公庁から発行され、または発給された書類その 他これに類するもので、お客様のご本人確認が可能なであ るもの

第7条 (禁止事項)

- **予め**承諾することとします。なお、お客様の行為が当該禁止行為に該当 するかどうかの判断は当社が行い、お客様は当社の判断に従うことと します。
 - ((1) 省略)
- (2) FX 取引を自動で行うソフトウェア**又は**システム等(以下、「自動 売買ソフト等」といいます。)、本取引システム以外のツール等を使用 した取引、その疑いのある行為、**若しくは**本取引システムを改変したシ ステムまたは自動売買ソフト等の利用を他の顧客に勧誘する行為
- ((3) ~ (4) 省略)
- (5) 取引の如何に**関わらず**本取引システム又は本取引システムの運用 に対して過大に負荷を強いる行為
- ((6) ~ (8) 省略)
- (9) 本取引システムの脆弱性、当社又はお客様の通信機器、通信回線、 システム機器等若しくはインターネットの脆弱性、インターバンク市 場等の混乱等を利用して不当に利益を得ようとする行為
- ((10)~(11) 省略)

こと又は他人名義のアカウントを利用して取引を行うこと

(13) 前各号のほか、当社とお客様又は他のお客様との円滑な取引に 支障をきたす行為

(以下、省略)

(第8条~第9条 省略)

第10条 (注文の受付・実行)

(第1項~第8項 省略)

9 当社は、前項によりお客様から受け付けた注文につき、その内容に (第1項~第8項 省略) を成立させない、**又は**約定済み注文を取消**若しくは**訂正することがで きます。

((1) ~ (6) 省略)

(第10項 省略)

- 11 当社は、以下の事由が生じたときは、新たな注文を受け付けないこと ができることとします。
 - (1) お客様の届け出た住所・電子メールアドレス宛てに当社により なされた本取引に関する諸通知が、転居、不在その他当社の責 めに帰さない事由により、延着し、又は到達しなかったとき
 - ((2) ~ (6) 省略)
 - (7)「犯罪収益移転防止法」等の法令、本約款及びその他の規程等に 違反、又は違反する疑いがあると当社が判断し、その調査を行う とき

- (12) 他人名義 (家族名義を含む) でアカウント登録の申し込みを行 うこと**また**は他人名義のアカウントを利用して取引を行うこと
- (13) 前各号のほか、当社とお客様または他のお客様との円滑な取引 に支障をきたす行為

(以下、省略)

(第8条~第9条 省略)

第10条 (注文の受付・実行)

従い、相当な時間内に注文された取引を成立させるものとします。た | 9 当社は、前項によりお客様から受け付けた注文につき、その内容に だし、**次の各号に掲げる**事由が生じたときは、当社は注文された取引|従い、相当な時間内に注文された取引を成立させるものとします。ただ し、以下の事由が生じたときは、当社は注文された取引を成立させない若 しくは、約定済み注文を取消又は訂正することができます。

((1) ~ (6) 省略)

(第10項 省略)

- 11 当社は、以下の事由が生じたときは、新たな注文を受け付けないこと ができることとします。
 - (1) お客様の届け出た住所・電子メールアドレス宛てに当社によりな された本取引に関する諸通知が、転居、不在その他当社の責めに 帰さない事由により、延着し、または到達しなかったとき
 - ((2) ~ (6) 省略)
 - (7)「犯罪収益移転防止法」等の法令、本約款及びその他の規程等に 違反、または違反する疑いがあると当社が判断し、その調査を行

((8) ~ (10) 省略)

(第12項 省略)

13 本取引は、お客様と当社との相対取引となるため、お客様の注文に対しては、当社の応じ得る範囲内で約定を行います。そのため通貨ペア、取引数量、売買の区別、注文の種類・方法、注文の有効期限等によってはお客様のご注文が約定しづらくなる、又は約定しない場合があります。また、お客様からのご注文が殺到した場合等には、ご注文の全部又は一部の約定が遅延したり、売買注文が約定しなかったりするほか、当社レート履歴に記載のない不利なレートで約定する場合、及びシステム障害等の事象が発生する場合があることをお客様はあらかじめ了承するものとします。

第11条 (追加証拠金、マージンカット)

(第1項 省略)

2 追加証拠金が発生したにも**かかわらず**、所定の期日までに、追加証拠金額が0円とならない場合には、当社がお客様に事前に通知することなく、お客様の計算において全ての未決済ポジションを、反対売買により強制決済(マージンカット)することとし、お客様はこのことをあらかじめ承諾するものとします。

(第3項 省略)

4 お客様が追加証拠金額以上の現金若しくは当社の定める代用有価証券を当社に差し入れた場合でも、その理由の如何に**かかわらず**取引アカウントへの金額の反映が間に合わず、マージンカットにより反対売買による強制決済が執行されることがあることをあらかじめ承諾するものとします。

うとき

((8) ~ (10) 省略)

(第12項 省略)

13 本取引は、お客様と当社との相対取引となるため、お客様の注文に対しては、当社の応じ得る範囲内で約定を行います。そのため通貨ペア、取引数量、売買の区別、注文の種類・方法、注文の有効期限等によってはお客様のご注文が約定しづらくなる、**あるい**は約定しない場合があります。また、お客様からのご注文が殺到した場合等には、ご注文の全部又は一部の約定が遅延したり、売買注文が約定しなかったりする他、当社レート履歴に記載のない不利なレートで約定する場合、並びビシステム障害等の事象が発生する場合があることをお客様はあらかじめ了承するものとします。

第11条 (追加証拠金、マージンカット)

(第1項 省略)

2 追加証拠金が発生したにも**関わらず**、所定の期日までに、追加証拠金額が0円とならない場合には、当社がお客様に事前に通知することなく、お客様の計算において全ての未決済ポジションを、反対売買により強制決済(マージンカット)することとし、お客様はこのことをあらかじめ承諾するものとします。

(第3項 省略)

4 お客様が追加証拠金額以上の現金若しくは当社の定める代用有価証券 を当社に差し入れた場合でも、その理由の如何に**関わらず**取引アカ ウントへの金額の反映が間に合わず、マージンカットにより反対売 5 お客様は、当社が第2項の反対売買による強制決済を行った場合に生 じる売買損金をお客様に事前に通知することなく預託証拠金から差 の差額を当社が指定する期日までに差し入れることをあらかじめ承 諾するものとします。

(以下、省略)

第12条 (ロスカット)

(第1項~第3項 省略)

4 お客様は、当社がロスカットを行った場合に生じる売買損金をお客様 に事前に通知することなく預託証拠金から差し引くこと、また、売買 期日までに差**し**入れることをあらかじめ承諾するものとします。

(第5項 省略)

6 ロスカットは、約定を優先させる取引であるため、複数のカバー先等 からの配信レートをもとに、約定の可能性が高いと考えられるレート を**生成**し適用することがあります。そのため、お客様にとって不利な レートで約定することがあること、また、当社レート履歴に記載のな い不利なレートで約定することがあることを、お客様はあらかじめ了 承するものとします。

(以下、省略)

第13条(預託証拠金)

(第1項~第7項 省略)

- 買による強制決済が執行されることがあることをあらかじめ承諾す るものとします。
- し引くこと、また売買損金額が預託証拠金の額を上回った場合、そ | 5 お客様は、当社が第2項の反対売買による強制決済を行った場合に生 じる売買損金をお客様に事前に通知することなく預託証拠金から差 し引くこと、また売買損金額が預託証拠金の額を上回った場合、そ の差額を当社が指定する期日までに差入れることをあらかじめ承諾 するものとします。

(以下、省略)

第 12 条 (ロスカット)

(第1項~第3項 省略)

損金額が預託証拠金の額を上回った場合、その差額を当社が指定する │4 お客様は、当社がロスカットを行った場合に生じる売買損金をお客様 に事前に通知することなく預託証拠金から差し引くこと、また、売買 損金額が預託証拠金の額を上回った場合、その差額を当社が指定する 期日までに差入れることをあらかじめ承諾するものとします。

(第5項 省略)

6 ロスカットは、約定を優先させる取引であるため、複数のカバー先か らの配信レート**の中から**、約定の可能性が高いと考えられるレートを 選択し適用することがあります。そのため、お客様にとって不利なレ ートで約定することがあること、また、当社レート履歴に記載のない 不利なレートで約定することがあることを、お客様はあらかじめ了承 するものとします。

(以下、省略)

第13条(預託証拠金)

8 当社は、お客様が当社の指定した日までに債務を弁済しない場合は、 有価証券をもって当該債務に充当することができるものとします。こ の場合において、その充当につき不足が生じるときは、不足額につい てお客様から追徴するものとします。

(以下、省略)

(第14条~第15条 省略)

第 16 条

(第1項~第2項 省略)

3 当社は、お客様より登録された金融機関へのみ出金処理を行います。 処理が遅延又は中止される可能性があることをお客様は**あらかじめ** 同意するものとします。

(以下、省略)

(第17条~第18条 省略)

第19条 (期限の利益の喪失)

1 お客様について、次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、当社 │ 第19条 (期限の利益の喪失) から通知、催告等がなくても、お客様は、当社に対する本取引及びポジシ 1 お客様について、次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、当社 ョン等に係る一切の債務について期限の利益を失い、お客様は直ちに債|から通知、催告等がなくても、お客様は、当社に対する本取引及びポジシ 務を弁済するものとします。また、当社は、当該債務とお客様の当社に対し する本取引に係る債権その他一切の債権を、その債権の期限にかかわら

(第1項~第7項 省略)

事前に通知することなく、前項の規定により留保された金銭及び代用│8 当社は、お客様が当社の指定した日までに債務を弁済しない場合は、 事前に通知することなく、前項の規定により留保された金銭及び代用 有価証券をもって当該債務の充当することができるものとします。こ の場合において、その充当につき不足が生じるときは、不足額につい てお客様から追徴するものとします。

(以下、省略)

(第14条~第15条 省略)

第 16 条

(第1項~第2項 省略)

ご登録いただいた金融機関や口座番号等に誤りがあった場合は、出金 | 3 当社は、お客様より登録された金融機関へのみ出金処理を行います。 ご登録いただいた金融機関や口座番号等に誤りがあった場合は、出金 処理が遅延又は中止される可能性があることをお客様は**予め**同意す るものとします。

(以下、省略)

(第17条~第18条 省略)

ョン等に係る一切の債務について期限の利益を失い、お客様は直ちに債 務を弁済するものとします。また、当社は、当該債務とお客様の当社に対 ず、お客様に事前に通知することなく、いつでも相殺することができる ものとします。

((1) ~ (2) 省略)

- (3) お客様の当社に対する本取引に係る債権その他一切の債権のいずれかについて仮差押、保全差押**又**は差押の命令、通知が発送されたとき
- (4) お客様の当社に対する本取引に係る債務について差<u>し</u>入れている担保の目的物について仮差押、差押<u>又</u>は、競売手続の開始(外国の法令に基づくこれらのいずれかに相当<u>又</u>は類する事由に該当した場合を含む。)があったとき

((5) ~ (10) 省略)

- 2 お客様について、次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、当社 の請求によって、お客様は、当社に対する本取引に係るお客様の債務は 期限の利益を失い、お客様は直ちに債務を弁済するものとします。また、 当社は、その債務とお客様の当社に対する本取引に係る債権その他一切 の債権を、その債権の期限にかかわらず、お客様に事前に通知すること なく、いつでも相殺することができるものとします。
 - (1) お客様の当社に対する本取引に係る債務**又**はその他一切の債務のいずれかについて一部でも履行を遅滞したとき
 - (2) お客様の当社に対する債務(<u>ただ</u>し、本取引に係る債務を除く。)について差し入れている担保の目的物について仮差押、差押<u>又</u>は競売手続の開始(外国の法令に基づくこれらのいずれかに相当<u>又</u>は類する事由に該当した場合を含む。)があったとき
 - (3) お客様が当社との本約款又はその他当社の定める規定に違反したとき

する本取引に係る債権その他一切の債権を、その債権の期限にかかわらず、お客様に事前に通知することなく、いつでも相殺することができるものとします。

((1) ~ (2) 省略)

- (3) お客様の当社に対する本取引に係る債権その他一切の債権のいずれかについて仮差押、保全差押<u>また</u>は差押の命令、通知が発送されたとき
- (4) お客様の当社に対する本取引に係る債務について差入れている 担保の目的物について仮差押、差押<u>また</u>は、競売手続の開始(外国の 法令に基づくこれらのいずれかに相当<u>また</u>は類する事由に該当した場 合を含む。)があったとき

((5) ~ (10) 省略)

- 2 お客様について、次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、当社の請求によって、お客様は、当社に対する本取引に係るお客様の債務は期限の利益を失い、お客様は直ちに債務を弁済するものとします。また、当社は、その債務とお客様の当社に対する本取引に係る債権その他一切の債権を、その債権の期限にかかわらず、お客様に事前に通知することなく、いつでも相殺することができるものとします。
 - (1) お客様の当社に対する本取引に係る債務<u>また</u>はその他一切の債務 のいずれかについて一部でも履行を遅滞したとき
 - (2) お客様の当社に対する債務(**但**し、本取引に係る債務を除く。)について差し入れている担保の目的物について仮差押、差押**また**は競売手続の開始(外国の法令に基づくこれらのいずれかに相当**また**は類する事由に該当した場合を含む。)があったとき
 - (3) お客様が当社との本約款またはその他当社の定める規定に違反し

(以下、省略)

第20条 (支払不能又は不能となる恐れがある場合等における本取引)

1 お客様が第19条第1項各号のいずれかに該当したときは、当社は任 意に、お客様への事前の連絡や、お客様の承諾を必要とすることなく、 お客様が本アカウントを通じて行っている**全て**の本取引につき、それ を決済するために必要な反対売買を行い、決済することができるもの とします。

(第2項 省略)

3 お客様が第19条第2項の各号のいずれかに該当したときで、当社か ら請求があった場合には、お客様は、当社の指定する日時までに、当 3 お客様が第19条第2項の各号のいずれかに該当したときで、当社か 社の本アカウントを通じて行っている全ての本取引を決済するため に必要な反対売買等を、当社に注文するものとします。

(以下、省略)

第21条 (差引計算)

1 お客様は、当社との一切の取引において、下記に列挙する事項のいず | の債務について期限の利益を喪失するものとし、当社は、その債務と お客様の当社に対する本取引に係る債権その他一切の債権を、その債 権の期限にかかわらず、お客様に事前に通知することなく、いつでも 相殺することができるものとします。

((1) ~ (2) 省略)

(3) 当社 Web サイトの運営**若しくは**当社の電気通信設備に支障を及ぼ し、又は及ぼすおそれのある行為を行ったと当社が認定した場合

たとき

(以下、省略)

第20条 (支払不能又は不能となる恐れがある場合等における本取引)

1 お客様が第19条第1項各号のいずれかに該当したときは、当社は任 意に、お客様への事前の連絡や、お客様の承諾を必要とすることなく、 お客様が本アカウントを通じて行っている**すべて**の本取引につき、そ れを決済するために必要な反対売買を行い、決済することができるも のとします。

(第2項 省略)

ら請求があった場合には、お客様は、当社の指定する日時までに、当 社の本アカウントを通じて行っている**すべて**の本取引を決済するため に必要な反対売買等を、当社に注文するものとします。

(以下、省略)

第 21 条 (差引計算)

- れかに該当した場合、当社の通知により、当社に対して負担する一切 1 お客様は、当社との一切の取引において、下記に列挙する事項のいず れかに該当した場合、当社の通知により、当社に対して負担する一切 の債務について期限の利益を喪失するものとし、当社は、その債務と お客様の当社に対する本取引に係る債権その他一切の債権を、その債 権の期限にかかわらず、お客様に事前に通知することなく、いつでも 相殺することができるものとします。
 - ((1) ~ (2) 省略)
 - (3) 当社 Web サイトの運営または当社の電気通信設備に支障を及ぼし、

(以下、省略)

(第22条~第25条 省略)

第26条 (電子交付)

1 当社は、お客様に対し提供する金融商品取引法に規定される各種交付 │ 第 26 条 (電子交付) 書面について、書面交付に代えて金融商品取引業等に関する内閣府令(以 1 当社は、お客様に対し提供する金融商品取引法に規定される各種交付 下、「府令」といいます。)に定める電磁的方法によって交付(以下、「電 | 書面について、書面交付に代えて金融商品取引業等に関する内閣府令(以 子交付 | といいます。) することができるものとします。当社は、お客様 が本契約の同意をもって電子交付を承諾したものとし、次の各号の定め るところによって電子交付を行うものとします。

- ((1) 省略)
- (2) 当社は、次に掲げる交付書面を電子交付によって提供することがで きるものとします。
- (イ) ~ ホ) 省略)

ト)年間損益報告書

(以下、省略)

(第27条~第29条 省略)

第30条 (クライアント環境の障害等)

(第1項 省略)

2 お客様は、クライアント環境に対する操作の誤り、又はクライアント 環境の不具合、誤作動、障害等に起因してお客様が被った損害・損失 | 2 お客様は、クライアント環境に対する操作の誤り、**また**はクライアン

又は及ぼすおそれのある行為を行ったと当社が認定した場合 (以下、省略)

(第22条~第25条 省略)

下、「府令」といいます。)に定める電磁的方法によって交付(以下、「電 子交付 | といいます。) することができるものとします。当社は、お客様 が本契約の同意をもって電子交付を承諾したものとし、次の各号の定め るところによって電子交付を行うものとします。

- ((1) 省略)
- (2) 当社は、次に掲げる交付書面を電子交付によって提供することがで きるものとします。
- (イ) ~ ホ) 省略)

(新設)

(以下、省略)

(第27条~第29条 省略)

第30条 (クライアント環境の障害等)

(第1項 省略)

ト環境の不具合、誤作動、障害等に起因してお客様が被った損害・損

については、全てお客様に帰属し、当社の責めに帰すべき事由がある 場合を除き、当社は一切その責を負わないこととします。

(第31条 省略)

第32条 (免責事項)

1 お客様は、次に掲げるお客様の損害及び損失について、当社及び当社ホームページへの情報提供元は免責されることに異議がないことをあらかじめ承諾するものとします。

(1)天災地変、戦争、政変、同盟罷業、外貨情勢の急変、外国為替市場の 閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、本取引に係る注文の執行、 金銭の授受**若しくは**寄託の手続き等が遅延し、又は不能となったことに より生じた損害及び損失

((2) ~ (3) 省略)

(4)お客様の錯誤、誤入力**若しくは**誤操作によって成立したお客様の意図しない取引**又は**不成立となった取引により生じた損害及び損失

((5) ~ (6) 省略)

- (7)所定の書類に使用された印影又は署名と届出の印鑑又は署名鑑とが相違ないものと当社が故意**又**は重大な過失なく認めて、金銭の授受、その他の処理が行われたことにより生じた損害及び損失
- (8)国内外の休日**及び**金融機関の休日等又は当社の取引時間外のために、 お客様の注文に応じえないことにより生じる損害及び損失
- (9)お客様**若しくは**お客様以外の第三者が入力したログイン ID・パスワードと当社に登録されているログイン ID・パスワードの一致、又は SNS アカウントによるログインを確認して行った取引及び金銭の授受その

失については、全てお客様に帰属し、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当社は一切その責を負わないこととします。

(第31条 省略)

第32条 (免責事項)

1 お客様は、次に掲げるお客様の損害及び損失について、当社及び当社ホームページへの情報提供元は免責されることに異議がないことをあらかじめ承諾するものとします。

(1)天災地変、戦争、政変、同盟罷業、外貨情勢の急変、外国為替市場の 閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、本取引に係る注文の執行、 金銭の授受**又は**寄託の手続き等が遅延し、又は不能となったことにより 生じた損害及び損失

((2) ~ (3) 省略)

(4)お客様の錯誤、誤入力<u>または</u>誤操作によって成立したお客様の意図 しない取引**もしくは、**不成立となった取引により生じた損害及び損失

((5) ~ (6) 省略)

- (7)所定の書類に使用された印影又は署名と届出の印鑑又は署名鑑とが相違ないものと当社が故意**また**は重大な過失なく認めて、金銭の授受、その他の処理が行われたことにより生じた損害及び損失
- (8)国内外の休日**ならびに**金融機関の休日等又は当社の取引時間外のために、お客様の注文に応じえないことにより生じる損害及び損失
- (9)お客様**もしくは**お客様以外の第三者が入力したログイン ID・パスワードと当社に登録されているログイン ID・パスワードの一致、又は SNS アカウントによるログインを確認して行った取引及び金銭の授受その

他の処理により生じた損害及び損失。ただし、当社に故意又は重大な過失があった場合を除く

(10)お客様のコンピューターのハードウェアやソフトウェア、携帯端末等の故障・誤作動、当社のコンピューターシステム、ソフトウェア等の故障、誤作動(当社に故意又は重大な過失がある場合を除く)、市場関係者や第三者が提供するシステム、オンライン、ソフトウェアの故障・誤作動、通信回線のトラブル等、本取引に関係する一切のシステムに係る障害により生じた損害及び損失

((11) ~ (16) 省略)

(17)お客様が本約款又は当社<u>の</u>定める規定に違反し、それに対して当社 が行った措置により生じた損害及び損失

(以下、省略)

第33条 (解約)

1 次の各号のいずれかに該当し、又はお客様が第 19 条に掲げる事項のいずれかに該当したときは、お客様との間の本取引は解約されることとします。

((1) 省略)

(2)お客様が法令等及び本約款、その他関連する規定の内容に違反し、<u>又</u> は違反する疑いがあると当社が判断したとき

((3) ~ (9) 省略)

(10)お客様の取引アカウントが他人名義**又は**架空名義で登録されていると当社が合理的に判断したとき

((11) 省略)

他の処理により生じた損害及び損失。ただし、当社に故意又は重大な過失があった場合を除く

(10)お客様のコンピューターのハードウェアやソフトウェア、携帯端末等の故障・誤作動、当社のコンピューターシステム、ソフトウェア等の故障、誤作動(当社に故意**また**は重大な過失がある場合を除く)、市場関係者や第三者が提供するシステム、オンライン、ソフトウェアの故障・誤作動、通信回線のトラブル等、本取引に関係する一切のシステムに係る障害により生じた損害及び損失

((11) ~ (16) 省略)

(17)お客様が本約款又は<u>その</u>当社<u>に</u>定める規定に違反し、それに対して当社が行った措置により生じた損害及び損失

(以下、省略)

第33条 (解約)

1 次の各号のいずれかに該当し、又はお客様が第 19 条に掲げる事項のいずれかに該当したときは、お客様との間の本取引は解約されることとします。

((1) 省略)

(2)お客様が法令等及び本約款、その他関連する規定の内容に違反し、<u>当</u> 社が解約を通告したとき

((3) ~ (9) 省略)

(10)お客様の取引アカウントが他人名義**もしくは**架空名義で登録されていると当社が合理的に判断したとき

((11) 省略)

(12)前各号のほか、やむを得ない事由により、当社が取引を継続するこ とが不適切であると認めたとき

2 お客様との間の本取引を解約する場合において、お客様が当社と行う 本取引のポジションが残存するとき、又はお客様の当社に対する債務が 残存するときは、残存するポジションを反対売買により決済した上で、 当社とお客様の間の債権債務を清算するものとします。

(以下、省略)

第34条(取引サービスの中止及び廃止)

(第1項 省略)

2 お客様は、前項により通知された取引サービスの中止・廃止日までに、 全てのポジションを反対売買し本取引を終了することをあらかじめ承諾 | すべてのポジションを反対売買し本取引を終了することをあらかじめ承 するものとします。

(以下、省略)

第35条 (通知の効力)

1 本取引に関する諸通知については、お客様が当社に届出た名称、住所 若しくは事務所又は電子メールアドレス宛に、当社が発信した時にその 効力を生じるものとします。

(以下、省略)

(12)前各号の他、やむを得ない事由により、当社が取引を継続すること が不適切であると認めたとき

2 お客様との間の本取引を解約する場合において、お客様が当社と行う 本取引のポジションが残存するとき、またはお客様の当社に対する債務 が残存するときは、残存するポジションを反対売買により決済した上で、 当社とお客様の間の債権債務を清算するものとします。

(以下、省略)

第34条(取引サービスの中止及び廃止)

(第1項 省略)

2 お客様は、前項により通知された取引サービスの中止・廃止日までに、 諾するものとします。

(以下、省略)

第35条 (通知の効力)

1 本取引に関する諸通知については、お客様が当社に届出た名称、住所 もしくは事務所又は電子メールアドレス宛に、当社が発信した時にその 効力を生じるものとします。

(以下、省略)

令和7年1月18日 改訂